

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年3月23日午前11時15分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 15名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 舩山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 12番 島崎 栄一 13番 大河原 清
14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり
11番 錦郡 昌之 17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第3号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報 第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8 議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議第13号 非農地証明願に対する可否について
日程第10 議第14号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第11 議第15号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に係る意見決定について
日程第12 議第16号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に係る意見決定について
日程第13 承 第1号 事務局職員の任免について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午前10時15分）

平成30年3月19日南農委告示第3号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は15名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、11番錦郡昌之委員、17番黒澤ちよ子委員の2名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。3番高橋善一委員、4番舩山利美委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員	3番 高橋 善一 委員
	4番 舩山 利美 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

………異議なしの声………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第3号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第3号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年3月1日付け農第846号で南陽市長から本委員会に対し3月1日付けで9件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 4,770 m²を土壤条件が悪く作業負担が大きいため合意解約するものです。
　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 1,866 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。
　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 158 m²を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。
　4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 6,000 m²を賃貸人の希望により合意解約するものです。
　5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 4,823 m² を賃借人の都合により合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

3番
（高橋善一委員） 　1番の案件は中間管理機構による賃貸借ですが、解約して助成金などに影響ありませんか。

大坂事務局長補佐 　中間管理機構の助成金は農林課で担当していますので、そこまで確認しておりませんでした。

議長（沼部会長） 　他に本案件について、質疑意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第4号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
　提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転5件、賃貸借権設定9件、合計14件の許可申請があったのでご提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 田 合計3,456㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑 4.3㎡を贈与したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑 159㎡を代替地の取得のため所有権移転したい旨の申出があったものです。

4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑 1.12㎡を、代替地の取得のため所有権移転したい旨の申出があったものです。

5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 畑 56㎡を代替地の取得のため所有権移転したい旨の申出があったものです。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,429㎡を新規の3年契約で、11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計6,116㎡を新規の5年契約で、10月31日支払、物納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 3,981㎡を新規の5年契約で、11月20日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計2,414㎡を新規の5年契約で、11月20日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,475㎡を新規の5年契約で、11月20日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,010㎡を新規の5年契約で、11月20日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計2,371㎡を新規の5年契約で、11月20日支払、金納となっております。

大坂事務局長補佐 13番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 3,775 m²を新規の10年契約で11月30日支払、物納となっております。

14番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計3,937 m²を新規の5年契約で11月20日支払金納となっております。

議長（沼部会長） ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長） 初めに議第10号1番、2番、3番、4番、5番、8番、9番、10番、11番、12番の現地調査について2番高橋誠一委員より報告をお願いいたします。

2番
（高橋誠一委員） すべてのが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきましたので、報告します。

議長（沼部会長） 次に2番の現地調査について12番島崎栄一委員より報告をお願いいたします。

12番
（島崎栄一委員） 作付けされており、周辺には影響ありません。

議長（沼部会長） 次に6番の現地調査について9番浅野厚司委員より報告をお願いいたします。

9番
（浅野厚司委員） 昨年は作付けされていませんが、草刈等管理されており、周辺農地に影響はないことを確認しております。

議長（沼部会長） 次に7番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。

14番
（大武伸彦委員） すべてのが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に13番の現地調査について10番高橋隆委員より報告をお願いいたします。

10番
（高橋隆委員） すべてのが耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に14番の現地調査については、私の担当地区でありますので、報告いたします。

1番
（沼部清伸委員） 昨年耕作されており、周辺農地に影響ないことを報告いたします。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議第10号について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 ■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 165㎡に農業用施設と駐車場として利用するために、申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地となっておりますが例外規定の既存敷地の拡張であり転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について6番小野博委員より報告をお願いします。
- 6番
（小野博委員） 3月19日に私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
………なしの声………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第12号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 158㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第2種農地と判断できますが、例外規定の既存敷地の拡張であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 2番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計4,126.61㎡を所有権移転し、特別養護老人ホームを建設するため申請があったものです。
当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが、例外規定の既存敷地の拡張であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について6番小野博委員より報告をお願いします。
- 6番（小野博委員） 3月19日に私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより議12号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第13号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第13号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し2件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 3,512㎡、畑 1,345㎡ 合計4,857㎡が、昭和45年から耕作不便により山林化して、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 畑 合計408.3㎡が、昭和47年12月に住宅を建築し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで、議第13号1号について、14番大武伸彦委員より、報告をお願いします。
- 14番
（大武伸彦委員） 現地は山林化しており、農地に回復することが困難と確認してきました。
- 議長（沼部会長） 次に、2番の現地調査について、小野博委員より報告をお願いします。

6 番
(小野博委員) 3月19日に私と大坂事務局長補佐、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長) お諮りいたします。
これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

1 2 番
(島崎栄一委員)
大坂事務局長補佐 2番の案件は、非農地証明できる案件ですか
20年以上経っているのので、非農地証明できる案件です。この方は先月も非農地申請ありましたが、よく調べたら農地を宅地として使っているところが、みつかったのので、再度申請があったものです。

議長 (沼部会長) 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

議長 (沼部会長) ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長 (沼部会長) 次に日程第10議第14号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第14号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成30年3月13日付け農第854号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、賃借権設定12件と、所有権移転1件について、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありました。鳴貫振興係長の補足説明を求めます。

鳴貫振興係長

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 709㎡を再設定の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田、820㎡外1筆 合計5, 712㎡を再設定の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田、101㎡を再設定の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 樹園地、1, 184㎡外1筆 合計1, 337㎡を再設定の3年契約で、12月31日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田、95㎡外1筆 合計3, 123㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 953㎡を、再設定の10年契約で、11月30日支払、物納となっております。

7番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、2, 657㎡を、再設定の10年契約で、11月30日支払、物納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、2, 968㎡外1筆 合計4, 975㎡を、再設定の10年契約で、11月30日支払、物納となっております。

9番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、70㎡外3筆 合計6, 000㎡を、再設定の5年契約で、12月31日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■と、公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 785㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と、公益財団法人 やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 566㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

12番につきましては、■■■■と、■■■■との間で、設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1, 336㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。

嶋貫振興係長 つづきまして、所有権移転1件につきまして、ご説明を申し上げます。

■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲ 田、3,988㎡外1筆
合計4,006㎡を所有権移転するもので、移転の時期は平成30
年4月6日、支払い方法は、口座振込となっております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ござ
いせんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

8番
（佐藤一志委員） 4番の案件で、樹園地で3年では気の毒なよう気がします。

嶋貫振興係長 申請の際に、農地法3条への切り替えの希望もありましたが、促進
法の再設定で名寄帳の提出のみで、土地全部事項証明書がなく農地法
へ切り替えできなかったため、再設定したものです。

議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められ
る委員は挙手願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………
決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しまし
た。

議長（沼部会長） 次に日程第11議第15号「農地中間管理事業に係る農用地利用配
分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました議第15号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
 本案は平成30年3月14日付け農第858号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
 ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫振興係長 上の段からご説明いたします。こちらは今回新たに設定されるものです。
 区域名は全域、借受者は■■■■外1名、貸付者は、■■■■外1名で、▲▲字▲▲田、1,785㎡外2筆、合計6,484㎡について、賃借権を設定するもので、
 契約期間は、平成30年5月30日から、平成40年3月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。
 下の段につきましては、耕作者の変更をするものです。
 区域名は全域、借受者は■■■■、貸付者は■■■■で、▲▲字▲▲田1,580㎡外1筆、合計4,770㎡について、賃借権を設定するものです。
 契約期間は、平成30年5月30日から、平成37年3月31日までの7年、支払方法は口座振替となっております。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
 この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思えます。
 これにご異議ございませんか。
 ……………異議なしの声……………
- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。
- 議長（沼部会長） 始めに議第15号77-01、77-02、20-01、20-02番の案件について審議いたします。
 ここで、9番浅野厚司委員の退席を求めます。
……………9番浅野厚司委員退席（ときに午前10時55分）……………
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 3番
（高橋善一委員） 耕作者変更の方ですが、先ほど18条で■■■■が解約した土地が、■■■■の名前ですが。

大坂事務局長補佐 ■■■■は地主です。■■■■が作っていたものを解約して、■■■■が作ることになるものです。

4番 ■■■■は認定農業者ですが、耕作面積少なくなるようですが、減らしていく計画ですか。
(船山利美委員)

大坂事務局長補佐 ■■■■は果樹が中心で、田は減らして果樹に特化しているようです。

議長 (沼部会長) 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

……なしの声……

議長 (沼部会長) なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

……全員挙手……

議長 (沼部会長) 妥当することが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、9番浅野厚司委員の復席を求めます。

……9番浅野厚司委員復席 (ときに午前10時58分) ……

議長 (沼部会長) お諮りいたします。
これより議第15号の76-01番の案件について審議に入ります。
本案件について、質疑意見を求めます。

……なしの声……

議長 (沼部会長) なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。

……全員挙手……

議長 (沼部会長) 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

9番 暫時、休憩をお願いします。
(浅野厚司委員)

議長 (沼部会長) それでは暫時休憩します。(ときに午前10時59分)

議長 (沼部会長) 総会を再開します。(ときに午前11時14分)

議長（沼部会長） 次に、日程第12議第16号「平成30年度南陽市農業委員会活動方針の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました、議16号「平成30年度南陽市農業委員会活動方針等の決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、来年度の南陽市農業委員会活動の方針等について策定致したため「基本方針」及び「重点活動方針」としてご提案するものがあります。
なお、この方針案につきましては、振興専門委員会において検討いただいたものとなっております。
ご審議の上決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明ありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 (補足説明する)

議長（沼部会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑を終結いたします。
本案件について表決いたします
お諮りします、ただ今の案件について、原案のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………
原案のとおり決定することが全員と認めます。
よって本案は原案のとおり決定することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第13承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。
ここで事務局長以外の職員の退席を求めます。
………事務局職員、退席する（ときに午前11時24分）………
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。
事務局職員の任免につきましては農業委員会等に関する法律第26条第3項で農業委員会が任免すると規定されております。
このことから委員会の承認を求めますものでございます。
なお職員の内示につきましては本日23日午後1時30分となっておりますので、それまで取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。
内容につきましては会長より申し上げます。

議長（沼部会長） それでは私より申し上げます。
昨日の午前に市長と協議してまいりました。
結果につきましては、今回は異動職員はなく現在と同じ体制になります。

議長（沼部会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

4番 会長がだめだといえば、人事案変更できるものでしょうか。

（船山利美委員）

議長（沼部会長） 総会での議決をもって、決定になるものと思います。

議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） ここで事務局職員の復席を求めます。

……………事務局職員、復席する（ときに午前11時29分）……………

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成30年3月19日付け南農委告示第3号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午前11時30分）